

別紙

1 分別解体等の方法

□建築物に係る解体工事

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	建築設備、内装材等	建築設備、内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	外装材及び上部構造部分	外装材及び上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

□建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	上部構造部分及び外装	上部構造部分及び外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	建築設備、内装等	建築設備、内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円

- 注 1 2は、解体工事の場合に記入すること。
2 2の解体工事に要する費用には、仮設費及び運搬費は含まないこと。
3 4の再資源化等に要する費用には、運搬費を含むこと。

土木工事等の記載例

1 分別解体等の方法

□建築物に係る解体工事

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	建築設備、内装材等	建築設備、内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	外装材及び上部構造部分	外装材及び上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

□建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容	造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	上部構造部分及び外装	上部構造部分及び外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	屋根	屋根の工事	□手作業
請負工事全体の工程であり、分別解体に係る部分の工程ではない。		左記工程に該当工程があれば有にチェックする。	左記作業内容が有りの場合で分別解体する工種がある場合にチェックする。分別解体する工種が無い場合
	()	□有 □無	

☑建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	仮設	仮設工事 ☑有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	土工	土工事 ☑有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有 ☑無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 ☑有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体付属品*	本体付属品の工事 □有 ☑無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他 (アスファルト取壊し・コンクリート取壊し等)	その他の工事 ☑有 □無	□手作業 ☑手作業及び機械作業の併用

*本体付属品とは、防護柵、照明設備、標識などで、具体的には道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁などである。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 〇〇〇,〇〇〇 円

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト	〇〇〇〇〇 (株)	加茂市〇〇〇〇〇
コンクリート	××××× (株)	南蒲原郡栄町×××××

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） ×××,××× 円

- 注 1 2は、解体工事の場合に記入すること。
2 2の解体工事に要する費用には、**仮設費及び運搬費は含まないこと。**
3 4の再資源化等に要する費用には、**運搬費を含むこと。**